

十九 一	八 利 行 価 率 格 日	七 行 行 單 位	六 最 低 額 面 金	五 額 額 額	四 法 法 方	三 用 振 替 法 項 適	二 發 發 行 行 方	一 名 稱 及 び 記	省 令 第 三 十 号 ）	財 務 省 告 示 第 三 百 六 十 二 号
年額 ○面成 ・金二 四額十 四百七 一円年 セント ト百日 円十九 錢	平 成 るの 記替 。整載 法又の 數は規 倍は規 定の記 金額に記 額によ る振替 も額面と の金簿	平 成 の振 替法 の適 用を受 けるもの とし、そ の規定	五百萬 万八千 円十六 億円	五百萬 面に集 金によ る額で 三千四 百六十 六億千 二百六 万三百 千	額い募 替適用 機関は日 本銀行と による募 集の取扱	社債、株 式等の振 替法」とい う。」の規 定	以律へ平 成十三年 法律第七 十五号。	特別回 一項に關 する法律 （平成四十 七年）	利付國庫債券 （十年）	第六條第 十一項の規 定に基づき、 利付國債の發 行した利付國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵
年額 ○面成 ・金二 四額十 四百七 一円年 セント ト百日 円十九 錢	平 成 るの 記替 。整載 法又の 數は規 倍は規 定の記 金額に記 額によ る振替 も額面と の金簿	平 成 の振 替法 の適 用を受 けるもの とし、そ の規定	五百萬 万八千 円十六 億円	五百萬 面に集 金によ る額で 三千四 百六十 六億千 二百六 万三百 千	額い募 替適用 機関は日 本銀行と による募 集の取扱	社債、株 式等の振 替法」とい う。」の規 定	以律へ平 成十三年 法律第七 十五号。	特別回 一項に關 する法律 （平成四十 七年）	利付國庫債券 （十年）	第六條第 十一項の規 定に基づき、 利付國債の發 行した利付國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵
年額 ○面成 ・金二 四額十 四百七 一円年 セント ト百日 円十九 錢	平 成 るの 記替 。整載 法又の 數は規 倍は規 定の記 金額に記 額によ る振替 も額面と の金簿	平 成 の振 替法 の適 用を受 けるもの とし、そ の規定	五百萬 万八千 円十六 億円	五百萬 面に集 金によ る額で 三千四 百六十 六億千 二百六 万三百 千	額い募 替適用 機関は日 本銀行と による募 集の取扱	社債、株 式等の振 替法」とい う。」の規 定	以律へ平 成十三年 法律第七 十五号。	特別回 一項に關 する法律 （平成四十 七年）	利付國庫債券 （十年）	第六條第 十一項の規 定に基づき、 利付國債の發 行した利付國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵
年額 ○面成 ・金二 四額十 四百七 一円年 セント ト百日 円十九 錢	平 成 るの 記替 。整載 法又の 數は規 倍は規 定の記 金額に記 額によ る振替 も額面と の金簿	平 成 の振 替法 の適 用を受 けるもの とし、そ の規定	五百萬 万八千 円十六 億円	五百萬 面に集 金によ る額で 三千四 百六十 六億千 二百六 万三百 千	額い募 替適用 機関は日 本銀行と による募 集の取扱	社債、株 式等の振 替法」とい う。」の規 定	以律へ平 成十三年 法律第七 十五号。	特別回 一項に關 する法律 （平成四十 七年）	利付國庫債券 （十年）	第六條第 十一項の規 定に基づき、 利付國債の發 行した利付國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵

十八  
七六五  
十  
四

十三  
十一  
十  
二

払 払 元 償 償  
込 場 利 還 還  
期 所 金 金 期  
日 支 額 限 予 以

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

初 期 利 子

の 経  
払 過  
込 利  
み 子

平  
成  
二  
十  
七  
年  
十  
月  
八  
日

本  
面  
銀  
行  
百  
円  
年  
う  
に  
九  
。  
前  
、  
日  
つ  
月  
六  
各  
及  
き  
二  
月  
支  
び  
百  
十  
間  
払  
九  
円  
日  
に  
期  
月  
属  
に  
二  
す  
お  
十  
る  
い  
日

額  
面  
金  
額  
 $\times \frac{0.4}{100}$

規  
下  
は  
期  
た  
期  
平  
定  
、  
、  
が  
金  
と  
成  
す  
次  
そ  
銀  
額  
し  
二  
る  
号  
の  
行  
を  
、  
十  
支  
次  
行  
百  
七  
払  
日  
と  
二  
期  
及  
翌  
休  
支  
次  
支  
次  
行  
百  
円  
年  
う  
以  
し  
十  
日  
び  
營  
業  
に  
第  
業  
日  
つ  
十  
日  
に  
に  
第  
業  
日  
い  
五  
に  
た  
に  
て  
号  
支  
當  
だ  
よ  
十  
同  
に  
払  
た  
し  
り  
日  
じ  
お  
う  
る  
、  
算  
を  
。  
い  
（  
と  
支  
出  
支  
て  
以  
き  
払  
し  
払

額  
面  
金  
額  
 $\times \frac{0.4}{100} \times \frac{18}{365}$

に  
金  
加  
各  
払  
額  
え  
募  
い  
を  
、  
集  
込  
第  
次  
取  
む  
十  
の  
扱  
も  
八  
算  
機  
の  
号  
式  
関  
と  
に  
は  
す  
規  
よ  
る  
定  
り  
払  
。  
す  
算  
込  
る  
出  
金  
期  
し  
額  
日  
た  
に